

## 鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金の事務 手続きについて

### 1. 交付申請提出

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い